

回 覧										

定期購入「返品」だけでは解約になりません

◆SNSに掲載された広告を通じて通信販売で商品等を購入し、トラブルとなったケースが近年増加しております。

【事例】ネット広告で見たサプリを注文した。1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。どうしたらよいか。(70歳代)

- ☑低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- ☑自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ☑ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- ☑通信販売はクーリングオフ制度の規定がなく、解約や返品の条件は規約に定められています。

消費生活に関する相談は「消費生活センター」へ



加古川市に
お住まいの方

加古川市消費生活センター(加古川市役所内)
平日 9時～12時／13時～16時 ☎079-427-9179

○●上記窓口が休みの日 消費者ホットライン
局番なし☎188番(イヤヤ!泣き寝入り!)●○

消費生活出前講座のご案内

典型的な悪質商法の手口や最新のトラブル事例などを紹介し、消費者被害にあわないための必要な知識を学んでいただける講座です。
地域の会場に講師の派遣を行っていますので、ぜひご利用ください。

【問合せ先】加古川市 防災安全部 生活安全課 (加古川市役所内)
平日 8時 30 分～17 時15分 ☎079-427-9120



見守り 新鮮情報

先週、母が
**テレビショッ
ピング**で紹介
されているマッサージ器を見て
電話で**注文**した。さっそく使って
みたところ、叩く力が強すぎて
使えないと感じたようだ。母は
すぐに事業者に「**返品したい**」と
電話で連絡したが「**通電した商品
の返品はできない**。注文時の電話
でも説明している」と言い、返品に
応じなかったようだ。使えないので
あれば返品したい。

(当事者：80歳代)



©Kurosaki Gen

テレビショッピングでは テレビ広告以外の情報も しっかり確認

ひとこと助言

テレビ広告以外も
確認



見守るくん

- テレビショッピングに関する相談が依然として寄せられています。テレビショッピングでは、購入の際実物を確認できません。注文する際は、テレビ広告の情報だけでなく、商品の使用感やサイズなどについて電話口でもよく確認しましょう。
- テレビショッピングは通信販売に当たるため、クーリング・オフはありません。テレビ広告で返品特約が適正に示されている場合は、返品・解約の条件はその特約に基づきます。返品可能でも、未開封に限られていたり、期限が設けられたりしている場合もあるので、よく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第535号(2026年2月12日)発行：独立行政法人国民生活センター

加古川市消費生活センター TEL 079-427-9179 (平日9時～12時/13時～16時)